

東松島市新型コロナウイルス感染症対策資金 「**利子補給金**」のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、以下の制度融資を利用した場合に、支払った利子の一部を補助します。

対象者

以下の条件をすべて満たす方が対象になります。

○新型コロナウイルスの影響を受け、以下のいずれかの融資を利用し、金融機関の定める償還金額を支払った者。ただし、令和2年2月18日から令和3年5月31日までに融資実行されたものに限りです。

宮城県中小企業経営安定資金

- ・セーフティネット資金(セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた者に限る。)
- ・危機関連対策資金 ・新型コロナウイルス感染症対応資金・災害復旧対策資金
- ・経営改善サポート借換資金 (法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受けたものに限る。)

○市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、法人にあっては、市内に本店又は主たる事業所を有し、個人事業主にあっては市内に1年以上継続して在住していること。

○東松島市暴力団排除条例(平成24年東松島市条例第44号)第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

○市税等の滞納が無いこと。

○**補給金額**が国県等の利子補給金の交付対象となっていないこと。

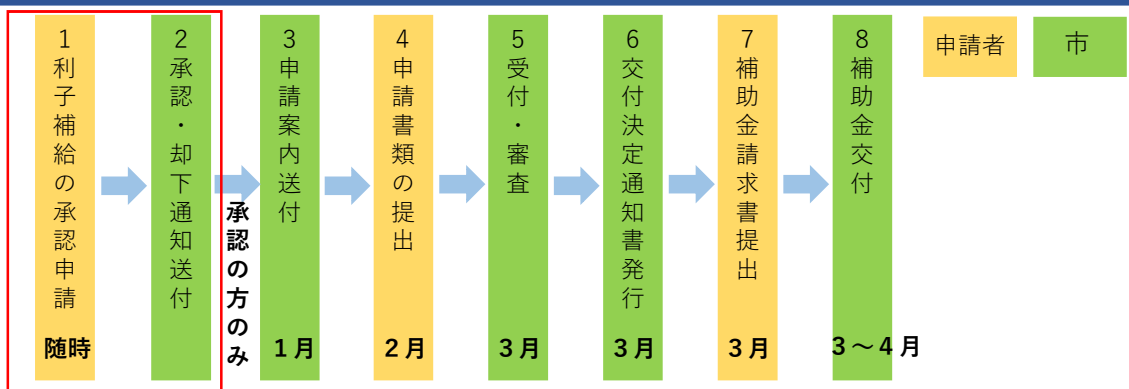
○補給率 : 1. 0%又は融資利率のいずれか低い率。

○補給対象期間: 融資実行日から3年間

○補給上限額 : **1事業者あたり60万円** (ただし、1年間の利子補給上限額は20万円)

申請の流れ

※1、2は
初年度のみ



○承認申請手続き (1~2、初年度のみ)

利子補給金の申請をされる方は、融資実行後速やかに以下の書類を市へ提出し、利子補給の承認を受けてください。

- ・提出書類
①利子補給金承認申請書(様式第1号)、②融資に係る金銭消費貸借証書の写し、③融資に係る償還予定表の写し、
④市税等に滞納がないことの証明願 ⑤代表者本人を確認できる書類の写し (例)運転免許証、パスポート等

○承認後の申請・請求手続き (3~8)

承認を受けた事業者には、毎年1月頃に申請書を送付します。金融機関が証明する利子支払額証明書(前年1~12月までに支払った利子額を証明する書類)と併せ、速やかに市へ提出してください。

審査完了後、交付決定通知を発送しますので、速やかに請求書を提出してください。

(利子補給金の支払いは、3~4月頃になる予定です。)

よくあるお問合せについて

〈対象者について〉

Q 対象者は市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者、法人にあっては、市内に本店を又は主たる事業所有し、個人事業主にあっては市内に1年以上継続して在住していること、とあるが期間を判断する上での基準日はいつになるのか。

○ 融資実行日が基準日になります。つまり当該基準日時点において、1年以上継続して事業を営んでいる者であることが必要です。具体的には以下の図に該当する場合は補助対象になります。

法人 基準日時点で、市内で1年以上同一事業を継続して行い、かつ市内に本店等を有している。

個人 基準日時点で、市内で1年以上同一事業を継続して行い、市内に1年以上継続して在住している。

融資
実行日

基準日

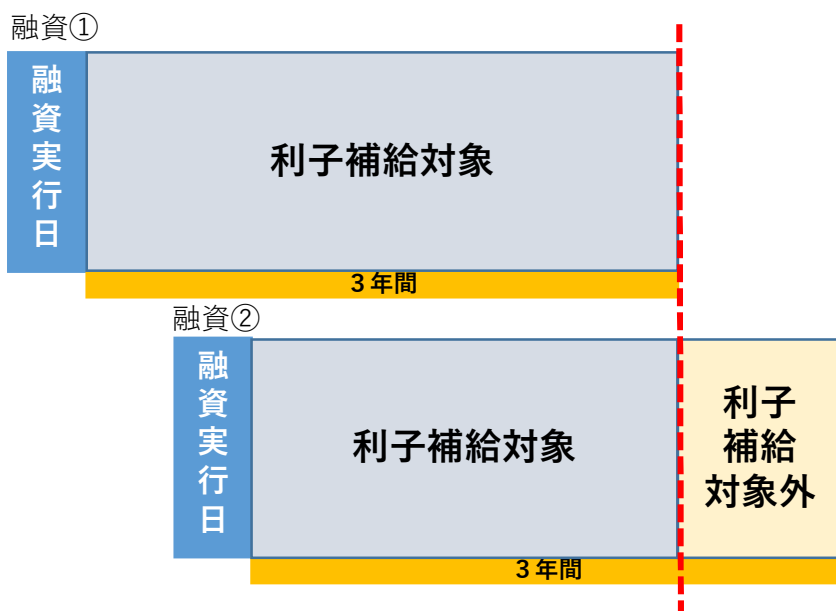
〈補給金について〉

Q 複数回借り入れをした場合、利用した融資のすべてが補給金の対象になるのか。

○ 複数回借り入れをした場合、利用した融資のすべてが補給金の対象になります。ただし、補給金の上限は、一事業者あたり60万円です(ただし、1年間の利子補給上限額は20万円)。なお、承認申請は融資毎に行ってください。

Q 複数回借り入れをした場合の取扱いは。

○ 初めの融資の実行日から3年間にお支払いいただいた利子相当額が利子補給金の交付対象になります。具体的には以下の図のとおりとなります。



申請先 東松島市商工観光課商工振興・企業誘致係

TEL 0225-82-1111(内線2163) FAX 0225-87-3804